

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

表彰規程

2021年9月2日第23回理事会議決

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（以下「JGN」という。）が行う表彰に必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰該当者)

第2条 この表彰を受ける者は、日本におけるジオパーク活動の普及発展に寄与し、その貢献が特に顕著な個人または団体であって、次の各号のいずれかに該当したものについて、理事会が顕彰することを適当と認める者とする。

- ① 地域振興に顕著な功績があった者
- ② 教育活動に顕著な功績があった者
- ③ 保護、保全に顕著な功績があった者
- ④ 防災教育に顕著な功績があった者
- ⑤ 多額の寄附した者
- ⑥ 功労者としてその職務に精励し、他の模範である者
- ⑦ JGNの名誉を高め、その功績が顕著で尊敬の的として仰がれる者
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特に優れた善行または功績があつて表彰することが適当と認める者

(表彰者)

第3条 この表彰は、理事長名にて表彰するものとする。

(表彰の内容)

第4条 この表彰の内容は、次の各号のとおりとする。

- ① 表彰状
- ② 感謝状
- ③ 記念品
- ④ 前各号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めるもの

(表彰該当者の推薦)

第5条 表彰該当者は、JGN役員または正会員もしくは準会員からの推薦によるものとする。

(経費負担)

第6条 表彰にかかる旅費、事務費等の経費については、次の各号に該当する場合はJGNの負担とし、その他の場合は推薦した正会員または準会員の負担とする。

- ① JGN役員が推薦者となる場合（JGN会員地域が受賞者となる場合を除く）
- ② JGN会員地域が推薦者となる場合で、かつ、理事長が必要と認める場合

(細則等に関する取扱い)

第7条 本規程の運用にあたり、細則等が必要な場合は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年9月2日より実施する。

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

表彰規程細則

2021年9月2日理事長決定

(適用)

第1条 表彰に関する事務の取扱いについては、特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（以下「JGN」という。）の表彰規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(表彰の内容にかかる基準)

第2条 規程第4条各号に該当する基準は、次の各号とおりとす。

① 表彰状

- ア 他の模範となる取り組みをした者
- イ JGNまたはジオパーク活動全体に対し多大な貢献をした者
- ウ ジオパーク活動に5年以上携わり、顕著な功績があった者
- エ ジオパーク活動に10年以上携わり、顕著な功績があった者（特別功労賞）

② 感謝状

- ア 100万円以上の寄付をした者
- イ 500万円以上の寄付をした者（特別功労賞）

③ 記念品

理事長が特に必要と認めた場合

2 理事長が特に必要と認める場合は、前各号に関わらず特定の表彰内容を定め理事会に提案することができる。

附 則

この細則は、2021年9月2日より実施する。